横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱　新旧対照表

現行	改正案	備考
横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱 平成 12 年３月 28 日　制定 令和３年６月１日　最近改正（局長決裁） （早期情報提供） 第５条　市長は、次のいずれかに該当する届出については、届出予定者に対して、前条の規定により概要書を提出した日から１か月以内に、当該大規模小売店舗の周辺に居住する者等を対象に、概要書の内容について周知（以下「事前の周知」という。）を行うよう求めるものとする。 (1)　法第５条第１項の規定による届出 (2)　法第６条第２項等の届出のうち、当該大規模小売店舗内の店舗面積の合計を増加させる場合で、増加後の店舗面積の合計が次のいずれかに該当する届出 ア　６千平方メートル以上 イ　施行規則第７条第４項に規定する基礎面積の２倍以上 (3)　法第６条第２項等の届出のうち、当該大規模小売店舗全部を取り壊した後に新築する場合で、当該新築後の大規模小売店舗内の店舗面積の合計が次のいずれかに該当する届出 ア　６千平方メートル以上 イ　施行規則第７条第４項に規定する基礎面積の２倍	横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱 平成 12 年３月 28 日　制定 令和６年６月 30 日　最近改正（局長決裁） （早期情報提供） 第５条　市長は、次のいずれかに該当する届出については、届出予定者に対して、前条の規定により概要書を提出した日から１か月以内に、当該大規模小売店舗の周辺に居住する者等を対象に、概要書の内容について周知（以下「事前の周知」という。）を行うよう求めるものとする。 (1)　法第５条第１項の規定による届出 (2)　法第６条第２項等の届出のうち、当該大規模小売店舗内の店舗面積の合計を増加させる場合で、増加後の店舗面積の合計が次のいずれかに該当する届出 ア　６千平方メートル以上 イ　施行規則第７条第１項第４号に規定する基礎面積の２倍以上 (3)　法第６条第２項等の届出のうち、当該大規模小売店舗全部を取り壊した後に新築する場合で、当該新築後の大規模小売店舗内の店舗面積の合計が次のいずれかに該当する届出 ア　６千平方メートル以上 イ　施行規則第７条第１項第４号に規定する基礎面積	誤記の修正 誤記の修正

以上 (4)　前３項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める届出 （説明会の開催等） 第 11 条　（略） ２　次の各号の一に該当する場合は、施行規則第 11 条第１項の規定により、開催回数を次のとおり指定するものとする。 (1)法第５条第１項の規定による届出のうち、当該大規模小売店舗に係る施行規則第３条第２項第１号の規定による開店時刻から閉店時刻までの時間帯、第２号及び第４号の規定による時間帯が 23 時から６時までの時間帯に及ぶ場合は３回、それ以外の場合は２回。 (2)（略） ３　（略） ４　（略） ５　（略） ６　（略） ７　（略） （説明会を掲示により行う場合） 第 12 条　（略） ２　施行規則第 11 条第２項の規定による掲示は、当該届出を行った日から４か月間、次に掲げる方法により行うものとする。 (1)　当該大規模小売店舗内に法第６条第２項等の届出書	の２倍以上 (4)　前３号の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める届出 （説明会の開催等） 第 11 条　（略） ２　次の各号の一に該当する場合は、施行規則第 11 条第１項の規定により、開催回数を次のとおり指定するものとする。 (1)法第５条第１項の規定による届出のうち、当該大規模小売店舗に係る施行規則第３条第２項第１号の規定による開店時刻から閉店時刻までの時間帯、第２号及び第４号の規定による時間帯が 23 時から６時までの時間帯に及ぶ場合は３回、それ以外の場合は２回 (2)（略） ３　（略） ４　（略） ５　（略） ６　（略） ７　（略） （説明会を掲示により行う場合） 第 12 条　（略） ２　施行規則第 11 条第２項の規定による掲示は、当該届出を行った日から４か月間、次に掲げる方法により行うものとする。 (1)　当該大規模小売店舗内に法第６条第２項等の届出書	誤記の修正 誤記の修正

及び添付書類のうち施行規則第4条第2項から第12項までの内容が記載された部分を設置し一般の閲覧の用に供すること (2)　当該大規模小売店舗の来店客用の入口及び前号の閲覧の実施箇所の見やすい場所に、標識（様式第７）を掲出すること ３　（略）	及び添付書類のうち施行規則第４条第２項から第 12 項までの内容が記載された部分を設置し一般の閲覧の用に供すること (2)　当該大規模小売店舗の来店客用の入口及び前号の閲覧の実施箇所の見やすい場所に、標識（様式第７）を掲出するとともに、インターネットを利用し掲載すること ３　（略）	大規模小売店舗立地法施行規則の改正に伴い修正
（市の意見に対する添付書類の事項のみの変更） 第 19 条　法第８条第４項の意見を述べた場合で、施行規則第４条各号に掲げる事項のみを変更しようとする場合、添付書類変更通知書（様式第 15）を用い、変更前及び変更後の当該添付書類を添付して変更を通知するものとする。 ２　（略）	（市の意見に対する添付書類の事項のみの変更） 第 19 条　法第８条第４項の意見を述べた場合で、施行規則第４条第１項各号に掲げる事項のみを変更しようとする場合、添付書類変更通知書（様式第 15）を用い、変更前及び変更後の当該添付書類を添付して変更を通知するものとする。 ２　（略）	誤記の修正
（市の意見に対して変更しない旨の通知） 第 21 条　法第８条第７項の通知（第 18 条の規定による通知を除く。以下この条において同じ。）は、届出事項を変更しない旨の通知書（様式第 16）を用いて行うものとする。 ２　（略）	（市の意見に対して変更しない旨の通知） 第 21 条　法第８条第７項の通知は、届出事項を変更しない旨の通知書（様式第 16）を用いて行うものとする。 ２　（略）	不要のため削除
（市の勧告による添付書類の事項のみの変更） 第 23 条　法第９条第１項の規定による勧告を行った場合で、施行規則第４条各号に掲げる事項のみを変更しようとする場合、添付書類変更届出書（様式第 19）を用い、	（市の勧告による添付書類の事項のみの変更） 第 23 条　法第９条第１項の規定による勧告を行った場合で、施行規則第４条第１項各号に掲げる事項のみを変更しようとする場合、添付書類変更届出書（様式第 19）を	誤記の修正

変更前及び変更後の当該添付書類を添付して変更の届出を行うものとする。	用い、変更前及び変更後の当該添付書類を添付して変更の届出を行うものとする。 附則 この要綱は、令和６年６月30日から施行する。	施行日を追加
様式第７（第12条第４項関係） （店舗名）の（届出項目）の変更について 年　月　日 年　月　日に、大規模小売店舗立地法に基づく「変更の届出」を、次のとおり行いましたので、届出等の要旨をお知らせします。 なお、届出等の詳細につきましては、　年　月　日までの間、（書類閲覧場所）に関係書類を備え付けておりますので、閲覧を希望される方はお申し出ください。 （設置者名称・法人にあっては代表者名）	様式第７（第12条第２項第２号関係） （店舗名）の（届出項目）の変更について 年　月　日 年　月　日に、大規模小売店舗立地法に基づく「変更の届出」を、次のとおり行いましたので、届出等の要旨をお知らせします。 なお、届出等の詳細につきましては、　年　月　日までの間、（書類閲覧場所）に関係書類を備え付けておりますので、閲覧を希望される方はお申し出ください。 （設置者名称・法人にあっては代表者名）	誤記の修正

（設置者住所）

（小売業者名称・法人にあっては代表者名）

（小売業者住所）

店舗の名称	
所在地	
変更届出の内容	（変更する項目名） の変更
変更する年月日	年 月 日
届出年月日	年 月 日

（設置者住所）

（小売業者名称・法人にあっては代表者名）

（小売業者住所）

店舗の名称	
所在地	
変更届出の内容	（変更する項目名） の変更
変更する年月日	年 月 日
届出年月日	年 月 日

○当該計画に関するお問い合わせ先 （連絡先） （電話） 本掲示は、大規模小売店舗立地法第７条第１項の規定による説明会の開催に代わるものとして、　　年　月　日から　　年　月　日までの間実施するものです。 なお、本掲示をもって、大規模小売店舗立地法第７条第２項の規定による説明会開催の公告とします。 備考　１　標識は、大きさを日本工業規格Ａ１以上とし、また文字の大きさを 50 ポイント以上のものにするなど、見やすいものとしてください。 ２　標識は、容易に破損又は汚損しないように作成・掲出してください。 掲出方法　１　標識は、当該大規模小売店舗の来店客用の各入口及び第 12 条第４項第１号の規定による閲覧実施場所付近の、人目に付く場所に掲出してください。 ２　標識の数は、当該大規模小売店舗の来店客用の入口の数と書類閲覧場所の数の合計と同数としてください。	○当該計画に関するお問い合わせ先 （連絡先） （電話） 本掲示は、大規模小売店舗立地法第７条第１項の規定による説明会の開催に代わるものとして、　　年　月　日から　　年　月　日までの間実施するものです。 なお、本掲示をもって、大規模小売店舗立地法第７条第２項の規定による説明会開催の公告とします。 備考　１　標識は、大きさを日本工業規格Ａ１以上とし、また文字の大きさを 50 ポイント以上のものにするなど、見やすいものとしてください。 ２　標識は、容易に破損又は汚損しないように作成・掲出してください。 掲出方法　１　標識は、当該大規模小売店舗の来店客用の各入口及び第 12 条第２項第１号の規定による閲覧実施場所付近の、人目に付く場所に掲出してください。 ２　標識の数は、当該大規模小売店舗の来店客用の入口の数と書類閲覧場所の数の合計と同数としてください。	誤記の修正

様式第13（第18条第３項関係）

第　　　号
年　　月　　日

大規模小売店舗の届出に対する横浜市意見（通知）

様

横浜市長　　　　　　　　　印

年　　月　　日付けで届出のあった次の大規模小売店舗については、大規模小売店舗立地法第８条第４項及び横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第 18 条第１項の規定により、提出された意見書等に配意し、指針及び横浜市大規模小売店舗立地法運用基準を勘案したところ、当該店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から次のとおり意見を述べることとし通知しますので、対応について検討の上、変更の届出、添付書類変更の通知又は変更しない旨の通知を行ってください。

なお、この意見が適正に反映されず、当該店舗の周辺

様式第13（第18条第３項関係）

第　　　号
年　　月　　日

大規模小売店舗の届出に対する横浜市意見（通知）

様

横浜市長　　　　　　　　　印

年　　月　　日付けで届出のあった次の大規模小売店舗については、大規模小売店舗立地法第８条第４項及び横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第 18 条第１項の規定により、提出された意見書等に配意し、指針及び横浜市大規模小売店舗立地法運用基準を勘案したところ、当該店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から次のとおり意見を述べることとし通知しますので、対応について検討の上、変更の届出、添付書類変更の通知又は変更しない旨の通知を行ってください。

なお、この意見が適正に反映されず、当該店舗の周辺

<table>
<tr>
<td>
の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認めるときは、同法第９条第１項の規定により勧告することがあります。

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
２　意見の内容
３　変更の届出、大規模小売店舗立地法施行規則第４条各号に掲げる事項のみの変更の通知又は変更しない旨の通知の提出先
横浜市経済局商業振興課

様式第17（第22条第３項関係）
第　　号
年　月　日

大規模小売店舗の届出に対する勧告（通知）

様

横浜市長　印
</td>
<td>
の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認めるときは、同法第９条第１項の規定により勧告することがあります。

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
２　意見の内容
３　変更の届出、大規模小売店舗立地法施行規則第４条第１項各号に掲げる事項のみの変更の通知又は変更しない旨の通知の提出先
横浜市経済局商業振興課

様式第17（第22条第３項関係）
第　　号
年　月　日

大規模小売店舗の届出に対する勧告（通知）

様

横浜市長　印
</td>
<td>誤記の修正</td>
</tr>
</table>

年　　月　　日付けで大規模小売店舗立地法第８条第７項の規定により届出（通知）のあった次の大規模小売店舗については、先に述べた本市意見を適正に反映しておらず、当該店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認められるため、同法第９条第１項の規定により、次のとおり必要な措置をとるよう勧告します。 　なお、正当な理由なくこの勧告に従わないときは、同法第９条第７項の規定によりその旨を公表することがあります。 １　大規模小売店舗の名称及び所在地 ２　勧告の内容 ３　勧告の理由 ４　変更の届出（大規模小売店舗立地法施行規則第４条各号に掲げる事項のみの変更の届出を含む。）の期限 　　　　年　　月　　日 　この期限までに、変更の届出又は本市への連絡のない場合は、横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第25条の規定により、この勧告に従わないものと判断し、大規模小売店舗立地法第９条第７項の規定により、その旨を公表することがあります。 ５　変更の届出（大規模小売店舗立地法施行規則第４条各号に掲げる事項のみの変更の届出を含む。）の提出先	年　　月　　日付けで大規模小売店舗立地法第８条第７項の規定により届出（通知）のあった次の大規模小売店舗については、先に述べた本市意見を適正に反映しておらず、当該店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認められるため、同法第９条第１項の規定により、次のとおり必要な措置をとるよう勧告します。 　なお、正当な理由なくこの勧告に従わないときは、同法第９条第７項の規定によりその旨を公表することがあります。 １　大規模小売店舗の名称及び所在地 ２　勧告の内容 ３　勧告の理由 ４　変更の届出（大規模小売店舗立地法施行規則第４条各号に掲げる事項のみの変更の届出を含む。）の期限 　　　　年　　月　　日 　この期限までに、変更の届出又は本市への連絡のない場合は、横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第25条の規定により、この勧告に従わないものと判断し、大規模小売店舗立地法第９条第７項の規定により、その旨を公表することがあります。 ５　変更の届出（大規模小売店舗立地法施行規則第４条第１項各号に掲げる事項のみの変更の届出を含む。）の	誤記の修正

横浜市経済局商業振興課	提出先 横浜市経済局商業振興課	